



○対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当の対象となる児童を基本とします。  
ただし、臨時福祉給付金の対象者及び生活保護の被保護者等は対象外です。

○給付額

対象児童1人につき 1万円

○申請手続

支給対象者は、原則として、基準日（平成26年1月1日）時点の住所地の市町村に対して、支給の申請を行います。

申請を受けた市町村は、児童手当の受給状況、平成25年の所得、臨時福祉給付金の受給資格等について審査の上、支給対象者に対して支給を行います。

◎受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。

※申請、支給手続については、現在準備中です。住民税の算定が完了するのが6月頃であるため、7月頃から支給を開始する予定です。